

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 29 年度第 1 回松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会
2. 開 催 日 時	平成 29 年 5 月 24 日（水）午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 2 階 第 3・第 4 委員会室
4. 出席者氏名	出席委員：岩崎会長、廣地副会長、鈴木委員、野呂委員、川口委員、達井委員、酒井委員、竹川委員、渡邊委員、山下委員、西口委員、筒井委員 事務局：加藤企画振興部長、刀根経営企画課長、川上経営企画課政策経営係長、鈴木経営企画課政策経営係主任、清水多気町企画調整課企業誘致係長、朝倉明和町防災企画課主幹兼企画情報係長、辻本大台町企画課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1 名（内報道 1 名）
7. 担 当	松阪市 企画振興部 経営企画課 TEL 0598-53-4319 FAX 0598-22-1377 e-mail kei.div@city.matsusaka.mie.jp

・事項

1. 委員の委嘱
2. あいさつ
3. 会長、副会長の選出
4. 協議事項
 - (1) 定住自立圏構想について
 - (2) 松阪地域定住自立圏共生ビジョンの一部変更について
 - (3) 松阪地域定住自立圏構想の取組状況について
 - (4) その他

◎議事録は別紙

平成 29 年度第 1 回松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 議事録

日 時 平成 29 年 5 月 24 日 (水) 10 時 00 分～11 時 45 分
場 所 松阪市役所 議会棟 2 階 第 3・第 4 委員会室
出席者 岩崎会長、廣地副会長、鈴木委員、野呂委員、川口委員、達井委員、酒井委員、竹川委員、山下委員、西口委員、筒井委員
欠席者 奥田委員、中村委員
事務局 加藤企画振興部長、刀根経営企画課長、川上経営企画課政策経営係長、鈴木経営企画課政策経営係主任、清水多気町企画調整課企業誘致係長、朝倉明和町防災企画課主幹兼企画情報係長、辻本大台町企画課長
(出席 事業担当課)
健康づくり課、介護保険課、こども未来課、高齢者支援課、学校支援課、商工政策課、地域ブランド課、清掃事業課、防災対策課、地域づくり連携課、観光交流課、秘書広報課、職員課
傍聴者 1 名 (内報道 1 名)
事 項 1. 委員の委嘱
2. あいさつ
3. 会長、副会長の選出
4. 協議事項
1) 定住自立圏構想について
2) 松阪地域定住自立圏共生ビジョンの一部変更について
3) 松阪地域定住自立圏構想の取組状況について
4) その他

※配布資料

- ・ 事項書
- ・ 資料 1：松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿
- ・ 資料 2：松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
- ・ 資料 3：定住自立圏構想について
- ・ 資料 4：松阪地域定住自立圏共生ビジョンの一部変更について
- ・ 資料 4-1：松阪地域定住自立圏共生ビジョン (変更案)
- ・ 資料 5：松阪地域定住自立圏共生ビジョン [基本目標] 進捗確認シート
- ・ 参考資料：松阪地域定住自立圏共生ビジョン ※変更前：現行版

【議事録】

(10 時 00 分開始)

事務局：

ただ今より、平成 29 年度第 1 回松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催させていただきます。

この懇談会は公開とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

事項 1. 委員の委嘱

事務局：

本懇談会は委員の任期は2年となっており、今年の3月末をもって当初の委員の方は任期満了となったことから、今年度、委員の改選を行わせていただきました。委員14名の内、再任の方が9名、新任の方が5名となります。委員の皆さまには委員就任をご承諾いただき、ありがとうございます。今後の懇談会へのご出席等大変お世話をおかけしますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきます。

《委嘱状交付》

・ 山路副市長より欠席者2名を除く出席委員12名に委嘱状を交付。

事項2. あいさつ

事務局：

それでは、開会にあたりまして、中心市であります松阪市の副市長 山路よりごあいさつ申し上げます。

《山路副市長 あいさつ》

本日はお忙しい中、平成29年度第1回松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会にご出席いただきありがとうございます。先ほどの委嘱状も快くお受けいただき、ありがとうございます。本来は中心市として松阪市長の竹上よりご挨拶申し上げるべきところですが、東京出張のため、本日出席することができませんので、代わりまして私よりひとことご挨拶申し上げたいと思います。

さて、本市と多気町、明和町、大台町の1市3町により、平成27年3月に「定住自立圏形成協定」を締結し、10月にその計画書である「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」を策定いたしました。この共生ビジョンの策定については、貴重なご意見をいただきました本懇談会委員の皆さまのお陰であり、中心市を代表しまして、一言お礼申し上げます。

定住自立圏構想は、中心市と連携市町村とが相互に役割分担しながら、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方への人口定住を促進することを目的としています。

本共生ビジョンは平成27年度から平成31年度までの5年間の計画であり、今年度はちょうど折り返しとなる中間の年にあたるということで、計画の進行管理もしながら、中身の成果もしっかり挙げていかなければなりません。

最近は人口減少ということが盛んに言われております。この地方だけでなく日本全国で言われていることとして、合計特殊出生率が最も高いのが沖縄らしいですが、その沖縄の場合でも「1.9」、東京の場合「1.1」ぐらい、全体平均で「1.4」に達していないということなので、今後もますます人口減少が進んでまいります。

そうした中で、人口減少をできるだけ食い止めることが必要になりますが、それと同時に少なくなっていく人口の中でサービスを落とさず、暮らしやすい地域をどう作っていくかを考えていかないと対応できないのではないかと思います。

その中で、定住自立圏の1市3町で連携しながら、この地域を暮らしやすい地域にしていくことを検討していただくために、委員の皆さまには幅広いご経験やご見識を通したご意見やご提案にて、当懇談会にご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単では

ございますが私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

《出席委員、事務局 自己紹介》

事項3. 会長、副会長の選出

事務局：

- ・資料2「松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱」について説明。
本日の懇談会は5人の委員が欠席だが、「松阪市地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱」第6条第2項に規定されている「委員の半数以上の出席」を満たすことから、本日の会議が成立していることを報告。
- ・会長、副会長の選出
会長については、委員より前期の会長であった岩崎委員の再任希望の声が上がり、全委員が承認。
副会長については岩崎会長より廣地委員の再任の指名があり、全委員が承認。

《岩崎会長、廣地副会長 あいさつ》

4. 協議事項 1) 定住自立圏構想について

事務局：

では、これより議事に入ります。設置要綱第6条の規定に、「会長が議長となる」とあることから、岩崎会長に議事の進行をお願いします。

◎会長：

それでは事項書に基づき進めさせていただきます。まずは協議事項1「定住自立圏構想について」です。新しく委員になられた方もみえますので、定住自立圏についての説明を事務局からお願いします

事務局：

- ・資料3「定住自立圏構想について」に基づき、定住自立圏構想の概要を説明。

◎会長：

ただ今、事務局より定住自立圏についての制度概要、本圏域に係る経過等の説明がありました。

これに対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○委員：

《質問なし》

◎会長：

このことについては、委員の皆さまはご承知おきください。次の議題に移ります。

4. 協議事項 2) 松阪地域定住自立圏共生ビジョンの一部変更について

◎会長：

続いて協議事項2「松阪地域定住自立圏共生ビジョンの一部変更について」です。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

- ・資料4「松阪地域定住自立圏共生ビジョンの一部変更について」、資料4-1「松阪地域定住自立圏共生ビジョン（変更案）」に基づき、共生ビジョンの変更案を説明。

◎会長：

本日の議論により変更する余地はあるのか。また、本日が最終決定となるのか。

事務局：

本日の議論の中で変更案に対するご意見があれば、尊重させていただき、反映するように修正させていただく。

◎会長：

まだ変更は可能ということなので、ご意見やご質問、またご提案等がございましたら、ご自由にご発言願います。

○委員：

設定した目標値が達成できないような場合、総務省からの交付税措置がカットされたりするのか。

事務局：

設定した目標数値が達成できないことによる交付税措置のカットや減額されることはない。事業の実施に対して交付税が措置されることとなっている。

目標値が達成できない場合は、次回ビジョンの改訂の際にその事業を連携項目とするかどうか、その良し悪しの判断材料にする。

○委員：

設定するKPIは計画期間の平成31年度までは維持されるのか。

事務局：

ビジョンの計画期間である平成31年度までを目標に設定しているが、事業の進捗によっては早めに達成してしまうことやその反対もありえる。

その場合は、KPIの見直しも必要となるため、毎年度のビジョンの見直しの中で検討を行っていきたいと考えており、必ずしも固定されたものではない。

◎会長：

このような指標が定められたことについて、行政以外の関係者にどのように周知されているか。この目標を共有しながら、地域の方々にどのようにお伝えしていくのか

事務局：

今回の変更による KPI を記載したビジョンを持って、地域をまわっての説明会等は考えていないが、松阪市においては松阪市議会において報告をさせていただく予定である。また、圏域住民に対しては、ホームページでの掲載等を通じて周知を図りたい。

◎会長：

せっかく策定されたビジョンなので、関係者へも広く共有してもらいたい。特に、地域の方の協力なくしては当然、目標も達成できるものではない。広く共有してもらい、達成に繋げるためのスキーム作りなども検討してもらおうとよいのではないかと思う。

○委員：

先日、「徘徊 SOS ネットワークまつさか」について、出前講座をしていただいた。年配の受講者の中には、携帯電話は持っていても利用は電話中心で、メールの利用はできない人も多いため、登録したとしても情報がメールで送られてくるのであれば、見ることができず、せっかく昼間家にいても徘徊者の情報に気づけないとの声があった。

メールやホームページ以外の手段はないか。

事務局（高齢者支援課）：

重要な問題提起だと認識している。最近では携帯電話の他、スマートフォンも出てきており、登録等のやり方やメールの受信拒否の方法を紹介しても、機種によって操作手順も異なることなどから、理解してもらえず、携帯電話会社の店頭でご相談していただくよう伝えざるをえない状況がある。世帯によっては子どもに設定してもらったとの声も聞いている。松阪市の場合は、世帯からの承諾がえられた場合、防災行政無線での呼びかけも行っている。

メールという手段については、地道に周知していくしか方法はないと考えているが、その点は課題であると認識している。

◎会長：

圏域をまたがって徘徊される方もみえるという意識があって、この定住自立圏の事業にしているので、委員のお話にあった問題点や活用方法も含めて、より連携の可能性を探っていただきたい。

では、他にご質問がございませんか。

掲げられた目標や事業の内容、事業がどれだけ進んだのかという進捗状況については、次の議題とも係ることなので、事務局からの説明に対する質疑応答の中で、この資料 4 に戻っていただいても結構です。では、次の議題に移らせていただきます。

4. 協議事項 3) 松阪地域定住自立圏構想の取組状況について

◎会長：

協議事項 3「松阪地域定住自立圏構想の取組状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

- ・17 連携項目に基づく 22 事業について、資料 5「松阪地域定住自立圏共生ビジョン〔基本目標〕進捗確認シート」に基づき、基本目標や各事業の KPI の進捗状況を取りまとめたことを説明。

また、新規委員もみえるため、各事業担当課の職員より改めて各事業の紹介と今年度の取組内容について、下記の順に説明。

- ① 一次救急医療体制の維持・拡大充実（健康づくり課）
- ② 二次救急医療体制の維持（健康づくり課）
- ③ 保健衛生業務の連携強化（健康づくり課）
- ④ 介護保険の要介護認定等に係る審査の充実（介護保険課）
- ⑤ 病児・病後児保育広域対応事業の維持（こども未来課）
- ⑥ 「徘徊 SOS ネットワークまつさか」の広域化（高齢者支援課）
- ⑦ 差別のない地域社会づくりの推進（学校支援課）
- ⑧ 企業誘致及び企業間連携の推進（企業誘致連携課欠席。事務局にて代理報告）
- ⑨ 広域連携による就労支援、雇用促進（商工政策課）
- ⑩ 地域資源を活用した地場製品の振興（地域ブランド課）
- ⑪ 不法投棄防止対策の推進（清掃事業課）
- ⑫ 相互応援体制・広域避難体制の整備（防災対策課）
- ⑬ 圏域で連携した道路網の整備促進（土木課欠席。事務局にて代理報告）
- ⑭ 地域づくり団体のネットワーク化（地域づくり連携課）
- ⑮ 観光戦略の広域化（観光交流課）
- ⑯ 行政情報番組の放送及び共同制作（秘書広報課）
- ⑰ 職員合同研修事業の推進（職員課）

◎会長：

多岐にわたる項目について説明があったが、皆さまいかがでしょうか。

○委員：

先ほどの資料 4 の共生ビジョン変更案についての質問になるが、15 ページから 20 ページにかけて、医療分野の各事業の概要の冒頭に全て同じ基本目標が掲載されている。各事業はそれぞれ異なったものだが、全て同一の目標となっている意図は何か。

事務局：

今回、各政策分野に対して一つの基本目標を設定した。医療や福祉の分野のように、複数の異なった事業をまとめた大きなくくりの政策分野に対しても、数値として測れるものや事業規模のバランスを基に、代表するような目標を一つ定めた次第である。

しかし、総務省の要請上は、基本目標は一つにしなければならないという決まりはないため、今回の基本目標ではその分野の成果指標としてふさわしくないようであれば、もう一つ追加することも考えたい。

ご指摘の医療分野については、今回「圏域内の病院・一般診療所の施設数」ということで考えた訳だが、他に良い案がございましたらご提案やご議論をいただき、設定させていただきたい。

○委員：

新しく開院するところもあれば、閉院するところもあり、年々変わるものではあるが、これらは病院個々のことであり、我々が権限をもってどうできるものではない。そういうものを目指において本当に意味があるのか。

◎会長：

前回の議論でもあったが、基本目標の設定に関して、個々の事業の積み上げが基本目標の実現に繋がるという繋がりが明確な分野もあれば、そうでない分野もある。医療も先ほどの委員のご指摘のとおり、その個々の事業と基本目標との繋がりが明確でないし、この目標自体を市町や関係団体の協力だけで向上させたり、維持させたりできるのかという問題もあると思う。その意味でも、この目標のまま設定していいものか、再検討していただきたい。

また、先のご意見にも関連するが、変更案の15ページからの各事業紹介のページに毎回冒頭に基本目標が記載されているが、この部分はいらないのではないかと。この記載だと一般的には個々の事業と基本目標が直結しているものとして捉えて見てしまうが、実際は先の話のとおり、そうでないものもあるため、誤解を招きやすく感じる。記載方法について、総務省の決まりが特にないのであれば改善をお願いしたい。

○委員：

11ページにて、「病児・病後児保育広域対応事業の維持」という子育て環境の事業と、「徘徊SOSネットワークまつさか」の広域化」というシニア向けの事業が「福祉」という政策で括られている。このように「福祉」の枠で一つに括られていると、せっかくの取組が埋もれてしまうように感じる。この枠組みの事情は存じあげないが、子育て環境でいえば、松阪市では本年度から松阪市健康センター「はるる」が開設され、竹上市長の進める「子育て一番宣言」のとおり、今までより子育てについての環境が充実してきていることから、もう少しその辺りを打ち出せると松阪らしさも出るのではないかと思う。

事務局：

本定住自立圏構想は松阪市、多気町、明和町、大台町で共通の目標を立てて、それぞれの分野で推進していくことを定めている。委員の云われたとおり、松阪市政においては松阪市長の「子育て一番宣言」という公約もあるが、各町においても町長の考えに基づく総合計画等の各種計画が定められている。そういうことも含め、全体的に考えていくのが1市3町の圏域の定住自立圏だと整理しているため、このような記載をさせていただいていることをご了解いただきたい。

○委員：

了解した。

◎会長：

委員の発言にもあったとおり、2つの事業が「福祉」という枠組で括られているが、これをもう少し柔らかなタイトルにできれば分かりやすくなると感じる。ここは総務省の事業であるため変えられない部分なのか。

事務局：

10の政策分野という事業フォーマットが国により定められており、その中に当ては

めて事業構築を行う必要があったことから、子育て事業やシニア対策事業も「福祉」という分野に当てはめざるをえなかった事情がある。ご了承願いたい。

◎会長：

共生ビジョンという枠組み中では難しい問題のようなので、各事業担当において特色等を打ち出していただけるとよいかと思う。

○委員：

定住自立圏の元々の意義はこの1市3町での取組により、この圏域が自立した地域となることを目指すものである。

ビジョン策定の際の最初の会合で、そもそも医療・福祉分野だけでも本圏域は定住自立圏について国の定める要件を十分満たしており、それを大きく打ち出し、特別交付税をもらえるだけもらった方がいいと話したことを覚えている。

しかし、他の委員や冒頭の会長の話にも繋がるが、この定住自立圏のことが住民に周知されていないため、この圏域が非常に医療体制に恵まれている状況にあることが知られていないと思う。定住自立圏によるこれらの事業を住民にもっとPRして、これらの事業が皆さん一人ひとりにも繋がる問題であると理解してもらうことができれば、もっと当事者としての協力を得られるのではないか。そして、この圏域を運命共同体として認識し、もっと自立した地域へと目指す要素ができるのではないか。

そういう意味でも、今回のような指標や評価の話も大事だが、どうすればもっと圏域住民が参画したり、巻き込んでいけるかを議論できればよいと思う。

先の話のように策定の時には、この松阪圏域は県内でも医療体制が最も充実している地域だと感じたが、他の圏域も徐々に進んできていると思う。実際には現在の本圏域はどのような状況か。

事務局（健康づくり課）：

救急医療体制について、深夜帯をしているのは松阪のみである。また、外科についても休日対応しているのは松阪のみである。そのため、この1市3町以外からも来られる方もみえる。医師会のご協力もいただけていることで、このような運営ができています。

○委員：

このような恵まれた状況にあることを地域の方々にも知っていただき、これを維持し、向上させていってほしい。

◎会長：

行政だけで考えると、松阪地域のどこが強みで、どこが弱みで課題があるのかが見えにくいところがある。これらの事業だけで解決できる問題ではないが、地域の方々に何が強みか、弱みかを共有していただき、その弱みや課題を一緒になって考えてもらう体制づくりなどがこの定住自立圏でできていくことを期待して見守りたい。

○委員：

「休日夜間応急診療所管理運営事業」の平成28年度の実績値について、「364日」とある。また「病院群輪番制病院運営費補助金」では「365日」とある。これらの実績値の理由は何か。

事務局（健康づくり課）：

「休日夜間応急診療所管理運営事業」については、4月1日にオープンした新しい健康センター（通称「はるる」）で行うことになり、旧センターから新しいセンターへの移動を夜間に行い、その1日分開設ができなかったため、平成28年度の実績は「364日」となった。また、平成27年度については本来ならうるう年のため「366日」であるが、他の年との比較をしやすいよう1日少ない「365日」で記載した。

「小児救急輪番制運営事業補助金」の平成28年度事業の取組において、実施日を「487日」と365日より多い日数で記載したが、夜間は毎日「365日」実施、プラス休日・土曜日もしており、その分を足した日数という意味での記載である。

「病院群輪番制病院運営補助金」については、3病院で実施していただいているが、病院によって医師の人数が異なっているため、その医師数を考慮しながら、3病院での協議により、輪番を引き受けていただく医療機関を決めていただき、365日夜間及び休日・土曜日も対応可能な体制を取っていただいている。この体制整備により市民の方にも安心していただけるものと考えている。

◎会長：

6ページの「小児救急輪番制運営事業補助金」に記載されていた「487日」の意味が、先の説明を聞いたことで理解できた。説明のとおり記載してもらった方が分かりやすいので、今後はそのようにお願いしたい。

他にご質問もないようですが、進捗状況についてお気づきのことがあれば、いつでも事務局へお申し出ください。

4. 協議事項 4) その他

◎会長：

本日の議題は以上ですが、最後に「その他」について、事務局お願いします。

事務局：

本懇談会の開催について、基本的には年2回の開催を予定し、次回の開催日は未定だが、会長と調整の上、決定し連絡させていただきます。

◎会長：

以上、本日の懇談会を終了いたします。ありがとうございました。

事務局：

皆さま、どうもありがとうございました。

以上で、平成29年度第1回松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。

(11時45分終了)